

自治基本条例制定の基本的な考え

飯田市議会

現在、地方自治は、「平成の大合併」と言われる大きな変革期を迎えています。合併するしないに係わらず、何れの市町村も住民要望に的確に応えるためには、行財政改革を推進し、新たなまちづくりの手法を構築して行かなければなりません。

国も、三位一体改革を通じ、道州制の検討に入るなど、地方分権を積極的に進める方針を打ち出していますが、山口村の越県合併の経緯をみても、「地域のことは、地域で決める。」という地方分権の基本理念が、多くの人々から支持されたことは記憶に新しく、この流れは定着するものと思われまます。

今後、住み良いまちづくりを円滑に推進するためには、施策の決定や事業の評価に市民の意見を反映させることや、事業の実施に市民の参加を募ることなどが重要となりますが、これら市政への市民参加が着実に促進されるよう、必要な仕組みを条例化したいと考えました。

以下、市民会議からいただいた「飯田市自治基本条例の骨子」を基礎に、議会の考え方をまとめました。

1 議会が取り組む意義

議員は、予算案など特別なものを除き、条例案を始めとする大半の議案の提案権があります。国会では、議員提案による法律の制定が数多く見られますが、市町村議会における条例の議員提案は、全国的に極わずかです。

議員の役割も多様化している今日、行政課題を検討し、その解決の方法として、条例制定を目指すことは、分権時代の議員活動として意義あることと考えます。

しかし、市民の意見や執行者側の考えを聴くなど、条例案の作成には、多くの時間と手間を要するため、議員個人では対応しがたく、委員会形式を取り入れ、議会として取り組むこととしました。

2 条文の体系

(1) 前文

- ・飯田市の概要、すなわち飯田市の位置や自然環境、歴史に関して、市民に広く認識されている状況を記述する。
- ・これまでの飯田市における施策やその目指してきたところについて、普遍的な価値として継承すべき部分は、貴重な成果として記述する。
- ・飯田市における住民自治の直面している課題と、その課題を解決して行くため、地方分権社会にふさわしい、目指す当該自治の姿を示す。
- ・記述は、特徴を的確に捉え、端的かつ力強さを感じるものとする。

(2) 総則

A 目的

- ・この条例が、住民自治の基本原則を定め、市民、市長、議会などの役割を明らかにする旨規定する。
- ・役割分担して行う共通の目的、いわゆるキーワードを入れる。「住み良いまちづくり」など。

B 用語の定義

- ・定義が必要と考えられる用語

市民

協働

まちづくり

住民自治

コミュニティ

市

・このうち、市民については、先進事例のなかに市内で働く者、学ぶ者を含めるものがあり、一方、市民会議の骨子は、納税義務を負う者に限定しているが、市民の範囲を広げることによる執行者側の配意義務を考えると、市長の見解を聞く必要がある。

・コミュニティに関しては、説明が難しいが、条例上あいまいな解釈は避けるべきで、定義する方向で検討する。例示に自治会を入れることも考えられる。

・市については、条例上多くの箇所で使用されているため、考え方を明確にする。

C 住民自治の基本原則

- ・次の3点にまとめる。

市民主体の原則(自律協調の原則)

情報共有の原則

参加協働の原則

I 条例の位置づけ

・他の条例の上位に位置づけ、他の条例を解釈する場合、自治の基本原則に沿って行うものとする。

(3) 市民の役割

市民の権利と義務は、双方釣り合うことが原則であり、それは時代の変遷とともに変化し、事実上の権利・義務として定着するものもある。これら実態のともなう権利・義務のみについて規定し、行政に対する現時点での過大な権利や義務については、今回規定しないが、もう少し内容を充実すべきとの意見がある。

A 市民の権利

- ・政策形成過程から、まちづくりに参加する権利について定める。
- ・市の行政情報を知る権利について定める。
- ・まちづくりの提案を行う権利について定める。

I 市民の責務

- ・納税の義務を再確認する。
- ・市政への関心を高めるものとする。

ウ コミュニティ

- ・コミュニティ活動に市民参加を促す。
- ・コミュニティ活動への勧誘に関する配慮義務を定める。
- ・コミュニティのまちづくりに関する提案は、内部の意見集約を必要とする旨定める。

I 事業者の責務

・事業者も地域社会の一員であるとの観点に立ち、社会的貢献が進むよう努力を求めるものとする

(4) 市等の役割

この場合、「市」とは、市長、委員会などの執行機関と議会を含む。

A 市の責務

- ・公平公正な市政運営、市民との役割分担及び協働の推進、透明性の確保、説明責任を基本的な責務とする。
- ・重要な案件については、市民の意見を聴く機会を設け、意見を聴取し公表する。
- ・その他の案件については、公表の上、必要により意見を求め公表する。
- ・提出された意見に対しては、市の考えを明らかにしたうえで、適切な市政運営に努めるものとする。
- ・市長と議会の健全な緊張関係について定める。

I 市長の責務

- ・情報公表する時期の的確性の確保に努めるものとする。
- ・市政運営に当たり、少数意見の尊重に努めるものとする。
- ・公表する情報の分かりやすさについて規定する。
- ・付属機関の委員の任命について、公募及び男女の比率について配慮する。公募委員の選考基準を定め公表するものとする。

ウ 職員の責務

- ・全体の奉仕者としての規定を設け、自己研鑽の努力義務を定める。
- ・一市民としてコミュニティ活動への積極的参加を促す。

I 行財政運営

- ・行政組織は簡素化を推進し、最小の経費で最大の行政サービスを行うものとする。
- ・総合計画は、公募委員等で組織する附属機関を設置し、策定するものとする。
- ・主要な事業については、毎年、行政評価を実施し、その結果を公表して市民の意見を求める。対応状況を公表し、事務改善に努めるものとする。
- ・財政状況の公表は、分かりやすい方法で行うものとする。類似する資料の公表も同様とする。

オ 地域自治区

- ・市長の設置に関する努力義務を定める。

(5) 議会等の役割

二元代表制の意義を自覚し、議会内で充分検討し、内容の充実を図るものとする。

A 議会の責務

- ・透明性を確保し民主的な運営に努めるものとする。
- ・議会情報の公開を進めるものとする。
- ・市長に対する政策提言を行うものとする。
- ・議会は、議員の政策立案活動を支援することができるものとする。

イ 議員の責務

- ・市民の意向把握に努めるものとする。
- ・公職に関する倫理の保持について定める。
- ・自己研鑽に関する規定を設ける。
- ・分権時代を捉えた政策提言を行うものとする。

ウ 附属機関

- ・議長の諮問機関として、附属機関の設置を考える。

(6) 住民投票

- ・市長は、必要により住民投票を実施できることとする。

(7) 雑則

- ・条例は、社会の変化に対応して見直すものとする。市民の理解を得るなかで大きく育て、やがて飯田市の憲法と言われるような条例にしたい。